



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
第二次納税義務／会社解散後に支給決定された役員退職給与

～実質的には退職金としての性質を有するものではなく無償譲渡等に該当～

広島国税不服審判所は、会社解散後に支給決定された役員退職給与について、実質的には退職金としての性質を有するものではなく、その支給は、請求人に無償で利益を与える行為といえるから、徵収法第39条に規定する無償譲渡等に当たるとする判断を示しました。

(平成29年5月10裁決 TAINSコード F0-8-071)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、請求人が納税者A社（滞納法人）から支給された退職金について、原処分庁が、A社の役員である請求人への退職金の金額は、A社が債務超過とならない範囲の金額とすべきであり、債務超過相当額については無償譲渡に当たるとして、国税徵収法第39条に定める無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の規定に基づく納付告知処分を行ったところ、A社が受領した退職金は、無償譲渡に該当しないから、同処分は違法であるとして、その全部の取消しを求めたという事案です。

2 審判所の判断

請求人は、A社を解散するに当たり、A社の所有する不動産の売却代金や残余財産をもって請求人のA社に対する貸付金の返済及び請求人の退職金の支払に充てようと考え、まず、A社から、平成27年3月5日にその所有していた車両を550,000円で、同月6日に土地建物を50,578,000円でそれぞれ取得し、同日、A社は、土地建物の譲渡代金50,578,000円と請求人からの借入金36,302,045円を相殺した。また、請求人は、平成27年5月29日、A社から売れ残った土地4筆を9,290,000円で取得するとともに、株主総会において甲退職金を支給する旨決議した。そして、A社は、同日、土地建物の譲渡代金に係る上記相殺後の残金14,275,955円、車両の譲渡代金550,000円及び土地4筆の譲渡代金9,290,000円の合計24,115,955円と甲退職金を相殺し、相殺後の残額5,955円を請求人から受領した。

請求人は、車両の取引及び土地建物のうち建物に係る取引は、消費税法に規定する課税資産の譲渡等に該当するため、これらの取引についてA社には消費税等の申告が必要であることを認識した。そこで、請求人は、A社の解散前に遡って、車両及び土地建物の各譲渡代金の消費税等に相当する金額2,598,320円（本件消費税等相当額）を、請求人に退職金として追加支給することにし、A社は、平成27年5月31日付で乙退職金を支給した旨の経理処理をした。同時に、A社は、車両及び土地建物の譲渡代金を本件消費税等相当額を加算した金額に増額し、増額することにより生じた本件消費税等相当額の未収金と乙退職金を相殺した。

上記の経緯からすると平成27年5月29日の時点で甲退職金の支給が株主総会で決議され、同日、甲退職金が請求人のA社に対して有する譲渡代金の残額支払債務と相殺されたことにより、退職金規定に定めるA社が請求人に対して有する退職金支払債務は消滅したことが認められる。このようにA社は、既に請求人に対する退職金支払債務がないにもかかわらず、法人解散後に乙退職金の支給を決定したのであるが、その理由は、請求人が本件消費税等相当額をA社に支払わなくてもよいようにするためであったと認められるから、実質的に乙退職金は退職金としての性質を有するものではない。

したがって、退職金としての性質を有しない乙退職金を支給することは、請求人に無償で利益を与える行為といえるから、徵収法第39条に規定する無償譲渡等に当たる。

（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判7頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第296号(平成30年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628